千葉県松戸市秋山字入谷津137番３ 田　42㎡ （買収時：千葉県松戸市大字秋山字入谷津301番７ 田　13歩）	及川市五郎 千葉県松戸市秋山59番地	平成16年９月１日仮換地指定松戸市秋山土地区画整理組合32街区９－２ 27㎡
千葉県いすみ市大原字北泉田7858番４ 畑　85㎡ （買収時：千葉県夷隅郡大原町字北泉田7858番２　畑 ６畝25歩（外畦畔22歩））	土屋　**幸**正 千葉県夷隅郡大原町7953番地	
千葉県鴨川市内浦字寄浦57番４ 畑　59㎡	竹村　廣吉 東京都豊島区池袋３丁目1626番地	
東京都八王子市散田町三丁目736番 畑　1397㎡	関谷　勝之 東京都八王子市八幡町51番地	
東京都八王子市散田町三丁目737番 畑　1200㎡	関谷　勝之 東京都八王子市八幡町51番地	農耕目的で貸付中
東京都八王子市散田町三丁目738番１ 畑　895㎡		
東京都八王子市散田町三丁目751番１ 畑　19㎡		
東京都八王子市散田町三丁目757番１ 畑　485㎡		
東京都練馬区石神井町三丁目932番１ 田　441㎡	加藤安之助 埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字新堀2474番地の２	転用目的で貸付中
東京都日野市西平山五丁目30番12 畑　370㎡	髙橋　マキ 東京都八王子市南町20番地	農耕目的で貸付中

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

平成28年１月29日

農林水産大臣　森山　**裕**

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
三重県多気郡大台町新田字浜井場801番４ 公衆用道路 137㎡ （買収時：三重県多気郡川添村大字新田字浜井場744番　１反４畝22歩、三重県多気郡川添村大字新田字浜井場745番　７畝８歩、三重県多気郡川添村大字新田字浜井場746番　１反３畝20歩）	積木権四郎 三重県多気郡川添村大字新田46番地１	
三重県多気郡大台町新田字浜井場805番１ 公衆用道路 333㎡ （買収時：三重県多気郡川添村大字新田字浜井場738番２　１反３畝５歩、三重県多気郡川添村大字新田字浜井場748番　５畝26歩、三重県多気郡川添村大字新田字浜井場752番　８畝９歩、三重県多気郡川添村大字新田字浜井場753番　３畝24歩、三重県多気郡川添村大字新田字浜井場754番　２畝26歩、三重県多気郡川添村大字新田字浜井場755番　６畝15歩、三重県多気郡川添村大字新田字浜井場756番　５畝24歩、三重県多気郡川添村大字新田字浜井場761番　９畝21歩、三重県多気郡川添村大字新田字浜井場762番　３反２畝26歩、三重県多気郡川添村大字新田字浜井場763番　２反１畝14歩、三重県多気郡川添村大字新田字浜井場764番　１反、三重県多気郡川添村大字新田字浜井場765番　２反５畝５歩）	岡野　新助 三重県多気郡川添村大字新田633番地 岡島　栄一 三重県多気郡川添村大字新田26番地 土谷金次郎 三重県多気郡川添村大字新田4230番地 **楢**井　敏郎 三重県多気郡川添村大字新田365番地 坂口　義郎 三重県多気郡川添村大字栃原812番地	
三重県多気郡大台町新田字浜井場808番６ 公衆用道路 98㎡ （買収時：三重県多気郡川添村大字新田字浜井場765番　２反５畝５歩）	坂口　義郎 三重県多気郡川添村大字栃原812番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成28年１月29日

農林水産大臣　森山　**裕**

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
京都府長岡京市滝ノ町１丁目42番１ 田　85㎡	片山又一郎 京都府乙訓郡向日町大字鶏冠井小字楓畑29番地	
兵庫県三田市東本庄字中野4805番 雑種地　455㎡	清瀧　清 兵庫県川辺郡小濱村川面字五反田８番地の12 清瀧　正 兵庫県川辺郡小濱村川面字五反田８番地の12 清瀧登美子 兵庫県川辺郡小濱村川面字五反田８番地の12 清瀧　ちよ 兵庫県芦屋市開森1948番地の１ 山岡　ぬい 兵庫県川辺郡小濱村川面字五反田４番地の２ 津田よしゑ 大阪市北区室山町133番地 寺岡あさ子 兵庫県尼崎市東町南浜２丁目88番地	